

資料26 利用料金設定等の考え方

1. 総則

中央運動公園内の運動施設における利用料金などの各種料金設定については、市が当該施設の設置条例等（西宮市運動施設条例・同施行規則など市が定める条例等（以下、「条例等」という。)) で定める上限額の範囲内で、市の承認を得て事業者が定める。

事業者は、公の施設であることや令和2年（2020年）7月に使用料が改定されたことを踏まえ、現行の料金体系を基本的に維持しつつ、自らが提供するサービス水準、本市運動施設の料金水準、近隣類似施設（公設・民設）などの状況を勘案し、利用料金等を提案することができる。ただし、本資料26などにに基づき、条例等を改正する予定としているため、当該規定の範囲内で提案することができるものとする。

利用者が施設利用に係る料金として支払う利用料金等は、条例等に基づき徴収し、事業者の収入とする。ただし、利用料金収入（施設・器具・照明・冷暖房及び駐車場）の3%を市への納付金としてそれぞれ納付することとする。なお、当該納付金については、原則として施設利用者のために実施する各種施策に還元することとし、事業者はこれら施策に関して市と協議することができるものとする。

また、自動販売機売上高のうち9%（2022年度時点）、広告料及びネーミングライツから得られる収入のうち50%をそれぞれ市に納付することとする。ただし、自動販売機、広告、有料ロッカー、民間提案施設エリア（資料30参照）内の貸駐車場・貸室（合築時の場合）にかかる行政財産目的外使用料については、別途各々市に納付すること。

税制変更・極端な物価変動等の情勢変化によって、利用者負担・施設運営を適切に行うにあたり、設定された利用料金等について検討を要する場合、市との協議の結果、その変更が妥当であると判断した場合は、市の承認を得て、条例等の範囲内において変更することができる。

（注）本資料の金額はすべて税込金額であり、消費税率は10%を前提としている。

2. 利用料金の種類

種類	収入の帰属	納入者	料金等の決定方法
施設利用料金（団体・個人）	事業者	利用者	現行の料金を基本としつつ、条例等の範囲内で市の承認を得て事業者が定める
器具・夜間照明利用料金			
冷暖房設備利用料金（冷暖房費用）			
駐車場利用料金			

（注）「要求水準書」及び1. 総則に記載のとおり、利用料金収入（施設・器具・照明・冷暖房及び駐車場）の3%（円未満切り捨て）をそれぞれ納付すること。

3. 施設利用料金

条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。
 利用料金の種別・上限額等は、団体・個人別に次のとおり予定している。

(1) 団体利用

【入場料徴収なし、非営利、スポーツ・レクリエーション目的での市内区分での利用の場合】

施設名	単位	上限額（1時間あたり）		上限額設定の考え方
		平日	土・日・祝	
メインアリーナ (バスケ3面分相当)	全面	11,160円	16,740円	現行の平日バスケ1面相当分料金(3,100円/時)の3面分(=9,300円)に2割加算
	1/3	3,720円	5,580円	
サブアリーナ (バスケ1面分相当)	全面	3,720円	5,580円	現行の平日バスケ1面相当分料金(3,100円/時)に2割加算
	1/2	1,860円	2,790円	
武道場	柔道・ 剣道場1 面	1,080円	1,620円	現行の平日柔・剣道場1面相当分料金(900円/時)に2割加算
メインアリーナ・ 武道場観覧席	全区画	—(注)	—(注)	設定なし
会議室 (多目的室)	1室	540円	810円	現行の平日会議室料金(450円/時)に2割加算 ◆1室当たり50㎡と想定
体育館 更衣室・諸室	1室	—(注)	—(注)	設定なし
陸上競技場 (球場(インフィールド) 部分及びトラック)	全面	6,420円	9,630円	現行の平日多目的グラウンド料金(3,850円/時)と陸上トラック部分の料金(1,500円/時)の合計に2割加算した額
陸上競技場 更衣室・諸室	1室	—(注)	—(注)	設定なし
メインスタンド 観覧席	全区画	—(注)	—(注)	設定なし
テニスコート	1面	1,440円	2,160円	現行の平日料金(1,200円/時)に2割加算した額

★土日祝の料金は平日の1.5倍としているが、それを下回る適切な倍率設定を可とする。

★上記の「現行」とは、令和4年度時点のことを表します。

(注)「—」はメインアリーナ・陸上競技場などの利用者の求めに応じて貸し出すこととし、その利用料金は、原則として別途徴収しないこととする。

※上表に規定する以外で、各施設を部分的に利用する場合の利用料金は、原則として全面を利用する場合の利用料金の金額を面積按分した金額とすること。

※事業者提案による利用時間延長の場合(準備時間・撤収時間・臨時開館時等を含む)や連続した使用日における開館時間外の取り扱いについては、上表を原則として、無料もしくはそれを下回る料金設定も可とする。

※メインアリーナ貸出単位の追加(2分割(半面)利用等)や陸上競技場貸出単位の追加(球場半面・トラック半面の共用利用等)などについては、事業者提案とする。

(2) 形態別料金倍率一覧

次に掲げる場合の利用料金については、下表内の料金倍率を上限とし、施設の有効利用、稼働率、利用促進、料金収入などを総合的に勘案して設定すること。なお、営利目的利用については大会誘致や市場性を考慮するとともに、特に「みるスポーツ」の観点からスポーツ振興に資するよう配慮すること。

区分	入場料等徴収	営利	目的	市内・外	料金倍率								
					1	1.2	2	2.4	6	7.2	12	14.4	
A	なし	非営利	目的内	市内	○								
B	なし	非営利	目的内	市外			○						
C	なし	非営利	目的外	市内		○							
D	なし	非営利	目的外	市外				○					
E	なし	営利	目的内	市内					○				
F	なし	営利	目的内	市外							○		
G	なし	営利	目的外	市内						○			
H	なし	営利	目的外	市外									○
I	あり	非営利	目的内	市内		○							
J	あり	非営利	目的内	市外				○					
K	あり	非営利	目的外	市内		○							
L	あり	非営利	目的外	市外				○					
M	あり	営利	目的内	市内					○				
N	あり	営利	目的内	市外							○		
O	あり	営利	目的外	市内						○			
P	あり	営利	目的外	市外									○

※入場料等（入場料に類するものを含む）を徴収する場合は、1.2倍とする。（営利目的と併用なし）

【徴収ありの例】・入場料等が実費相当分以下である場合（営利目的利用を除く）

・過重な負担なく比較的低廉な費用で、有料のスポーツ教室を開催する場合

※営利を目的として利用する場合（プロスポーツ興行試合など）は、6倍とする。

※スポーツ・レクリエーションを目的とする場合は目的内とし、しない場合は目的外とし、目的外の場合は、1.2倍とする。

※市内・外の別は、原則として、団体メンバーの半数以上が西宮市内在住者である場合「市内」扱いとする。なお、学校や会社等の団体での登録はそれらの住所を基準とする。

※入場料有無と目的内外は同時適用せず、これらが重複した場合は、1.2倍とする。

※算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※倍率適用の判断は、当該利用実態に即して判断することとする。

(3) 個人利用・一般開放

対象室名	上限額（1時間あたり）		備考
	児童等	一般	
メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・会議室 / 陸上競技場	各60円	各120円	現行の料金(個人利用)に2割加算

★上記の「現行」とは、令和4年度時点のことを表します。

※ 「児童等」＝未就学児、小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者。または、満18歳に達する日以後の3月31日までの者

※ 「一般」＝「児童等」以外の者

※ 本市住民以外のものである場合は、上表に定める額の2倍に相当する額とする。

※ 各年齢等による料金設定は次の表を参考とすること。ただし、料金設定は市との協議の上、条例等の範囲内で決定すること。

区分	料金設定
①未就学児	無料
②小・中学生	一般料金の0～50%相当
③高校生等（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	一般料金の0～50%相当
④満18歳以上満65歳未満	一般料金（100%）
⑤市内に居住する満65歳以上の者	無料（注）
⑥本市住民で、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその方の介護者1名	無料（注）

（注）現行は減免規定により免除としている。

4. 器具（設備）利用料金

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金内容及び上限額は次のとおり予定している。

器具（設備）名	単位	上限額 (1回あたり)	器具（設備）名	単位	上限額 (1回あたり)	
バスケットボール器具	1組	500円	体操器具			
バレーボール器具	1組	200円		全種目	1式	10,000円
バドミントン器具	1組	100円		平均台	1組	700円
ハンドボールゴール	1組	100円		平行棒	1組	700円
フットサルゴール(室内用)	1組	100円		段違い平行棒	1組	700円
クォーターテニス器具	1組	100円		あん馬	1組	700円
卓球器具	1組	100円		跳馬	1組	700円
テント	1張	100円		つり輪	1組	700円
ポータブルアンプ	1組	200円		鉄棒	1組	700円
電光表示装置	1式	1,000円		ゆか	1組	2,200円
音響設備（メインアリーナ）	1式	3,000円		可動畳	1枚	30円
音響設備（サブアリーナ）	1式	2,000円		移動式ステージ	1式	1,000円
音響設備（武道場）	1式	1,000円				

※1回あたりとは、団体利用の場合は予約1件あたり、個人利用の場合は使用1回＝1コマ＝2時間あたりの金額とする。なお、一般開放時は徴収しないこと（無料）。

※上表にない器具（設備）については事業者提案とするが、用途や機能に応じた利用者が利用しやすい料金を設定すること。ただし、体育館内の照明器具使用料は、施設の利用料金に含まれるので、別途設定することは認めない。

※上記には、ラケット・ボール類は含まない。

5. 夜間照明施設利用料金（陸上・テニス）

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は、次のとおり予定している。

種別	単位	15分あたりの上限額	1時間の上限額
陸上競技場	全面	600円（全灯）	2,400円
テニスコート	1面	110円	440円

★照度調整による料金調整を可とする。

6. 冷暖房設備利用料金（冷暖房費用）

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の内容及び上限額は次のとおりを予定している。

対象室名	上限額	設定時注意事項
メインアリーナ サブアリーナ	施設利用料金の2割	新中央体育館は、共用スペース（一部を除く）を含めて全館空調設備の導入を予定している。よって、当該料金設定については、分割利用時、興行試合時・一般開放利用時などに応じて設定方法を考慮する必要がある。具体的には分割利用時に、ある面は空調必要、もう一方の面は不要となった場合や、一般開放時は一律で空調を稼働させる場合などが考えられる。 したがって、ある期間（年間の1／3程度）は一律で冷暖房費用を徴収することなどが考えられる。ただし、その場合において、一般開放時等は徴収しないこととする。

※上表中の「施設利用料金」とは、平日かつ倍率適用前の料金のことをいう。

※上記以外の武道場・会議室等については、冷暖房設備利用料金（冷暖房費用）は徴収しないこと。

7. 駐車場利用料金

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の内容及び上限額は次のとおり予定している。

車両の種類	上限額
普通車	1台につき、駐車時間30分までごとに200円の範囲内で定めるものとする。入庫後1時間までの料金を他区分の単位料金より安くすることや、最大適用料金を別に定めることは可とする。 また、駐車場の営業時間によっては、時間帯別の料金設定をしてもよい。
大型車	普通車の3倍の金額とする。

※「普通車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（これに準ずると市長が認めるものを含む。）をいい、「大型車」とは、同条に規定する大型自動車及び中型自動車（これらに準ずると市長が認めるものを含む。）をいう。

※時間帯・曜日によって、別に定める特定日をのぞいて上記金額の範囲内で、駐車料金を変動させることができるものとする。

※駐車位置によって、上記金額の範囲内で、駐車料金を変動させることができるものとする。

※プロスポーツの興行試合開催時など特定日については、十分な広報をした上で、上記規定の3倍を限度として、別途定めることができるものとする。

※施設利用者限定した駐車料金割引制度を別途定めることができるものとする。

※公用車の駐車など公用目的や業務用車両の駐車など施設管理目的の場合、施設修繕・物品等の搬出入等のために利用する場合などにおいて、減免制度をもうけること。

※障害者対象に減免制度をもうけること。

8. スポーツ教室等の受講料の考え方

スポーツ教室や講座等の自主事業による受講料や各種イベント等参加費などの料金設定は、事業者の提案とする。

ただし、市立施設であることから著しく高額となり、受講生・参加者にとって過重な負担とならないよう配慮するとともに、開催日時・開催種目・近隣自治体及び民間施設での同種事業などを総合的に勘案して適正に決めること。なお、自主事業の場合でも、当該利用に係る施設の利用料金等を事業者自らに支払うこととする。

9. 利用料金等の減免について

(1) 減免基準

事業者は、条例等の規定により、市が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除すること。なお、減免による利用料金等収入減収分について、市が別途補てん等を行うことはない。

また、対象事業に営利目的事業は含まない。

【参考】以下の減免一覧表を参考に、市と協議の上、減免基準を定めること。

種別	申請団体	申請団体が使用する対象事業 (原則)	減免率
			施設・器具・照明使用料及び 冷暖房費用共通
①公用	西宮市、 市教委	主催(公用で使用)する事業	100%
②公用	西宮市立学 校園、学校体 育連盟	スポーツ若しくはレクリエーションの 推進が目的であり、その団体の 全体 事業(大会及びそれに準じるもの) に 使用するとき	100%
③スポー ツ団体	アスレチック・ リエゾン・西宮	アスレチック・リエゾン・西宮(市が設 立に関与し、十分な事業遂行能力 及び豊富な活動実績を有するスポ ーツ団体)が主催し、市と協力して、 スポーツ若しくはレクリエーションの 推進を目的として、実施する事業	100%
④外郭団 体	市の外郭団 体	当該団体が主催し、スポーツ若しく はレクリエーションの推進を目的と して 公益的な事業 (自主事業を除く) に使用するとき	100%
⑤指定管 理者	指定管理者	保守点検・工事・修繕・各種調査	100%
		業務遂行上必要な会議・研修	100%
		指定管理者が主催する自主事業の うち、参加者から受講料等費用徴収 (実費徴収を除く)していないもの で、かつ、市が市民スポーツの推進 に資すると認めた事業	100%
		指定管理者が主催する自主事業の うち、参加人数×参加料の合計が運 動施設、器具、照明使用料及び冷 暖房費用の合計を下まわり、かつ、 市が市民スポーツの推進に資すると 認めた事業	50%
⑥公用	国、西宮市以 外の地方公 共団体(警察 署等含む)	自ら公用で使用する事業(専ら所属 する職員を対象とする事業を除く)	100%
⑦地域ス ポーツ クラブ	スポーツクラ ブ 21	スポーツ若しくはレクリエーションの 推進が目的であり、その団体の 全体 事業(大会及びそれに準じるもの) に 使用するとき	100%
⑧その他 団体	地域団体等 公的団体 (例)自治会・ 青愛協など	公共的な目的による会議等での使 用など、特別に認められた事業	100%
		スポーツ若しくはレクリエーションの 推進が目的であり、その団体の 全体 事業(大会及びそれに準じるもの) に 使用するとき	50%
⑨市立以 外の学 校園等	市立学校園 以外の市内 に設置され た学校園等	スポーツ若しくはレクリエーションの 推進が目的であり、その団体の 全体 事業(大会及びそれに準じるもの) に 使用するとき	50%

※指定管理者(事業者)の利用料金等は一般の利用に準じる(同額)。

※市議選・市長選以外の選挙(国政選挙、県議選等)及び国民投票については、原則として
免除扱いとしない。